

渥美半島表浜海岸保全対策検討会設置規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「渥美半島表浜海岸保全対策検討会」（以下「検討会」）と称する。

（目的）

第2条 本検討会は、渥美半島表浜海岸の侵食対策について、地域状況の変化に即した具体的な方策を検討することを目的とする。

（構成等）

第3条 検討会は、別表に掲げる委員により構成するものとする。

2 検討会には、委員の互選により座長を置くものとする。

3 座長は、検討会を代表し、会務を総括するものとする。

4 座長に事故等のある場合は、座長があらかじめ指名する委員が会務を代行するものとする。

（運営）

第4条 検討会は、座長が必要と認めるとき、若しくは委員から要請があった場合に開催する。
また、会議の議長は座長がこれにあたる。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、愛知県東三河建設事務所に置くものとする。

（意見聴取）

第6条 幅広く意見を聴取するため、検討会とは別に意見交換会を開催するものとする。

2 委員が必要と認めるときは、委員以外（参考人）に検討会への出席を求め、意見を聴取することができるものとする。

（情報公開）

第7条 検討会は非公開とし、議事概要を愛知県建設局河川課のウェブページで公表する。

（雑則）

第8条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて検討会の承認を得て、定めるものとする。

附則

この規約は、平成18年 8月 8日から施行する。

この規約は、令和 5年 月 日から施行する。

別表

渥美半島表浜海岸保全対策検討会委員

分野	職名	氏名
学識経験者	豊橋技術科学大学 教授	加藤 茂
	名古屋工業大学 教授	北野 利一
	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	加藤 史訓
	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・応用部門 水産工学部 水産基盤グループ 主幹研究員	大村 智宏
海岸管理者 及び 関係行政機関	愛知県 東三河農林水産事務所長	愛知 徹
	愛知県 東三河建設事務所長	齊藤 保則
	愛知県 三河港務所長	和田 亮一
	愛知県 農林基盤局 林務部 森林保全課長	青山 義明
	愛知県 建設局 河川課長	西村 薫
	愛知県 都市・交通局 港湾課長	堀尾 朋宏
	豊橋市 産業部長	山本 誠二
	豊橋市 建設部長	前田 幸弘
	田原市 都市建設部長	鈴木 洋充

注 行政関係者の人事異動に伴う氏名の変更のみの場合は、規約の改定は行わない。